

災害時要配慮者利用施設に係る 避難確保計画作成ガイドライン

【津波編】



令和3年10月

広島市危機管理室



【改訂履歴】

令和 2年11月 策定

令和 3年10月 改訂

目 次

1 総則	2
(1) はじめに.....	2
(2) 計画の作成にあたって.....	2
(3) 対象となる要配慮者利用施設.....	3
(4) 避難確保計画で定めるべき事項	3
2 津波による浸水被害に備えて.....	4
(1) 浸水危険性等の把握.....	4
(2) 防災情報の意味と入手方法.....	6
(3) 避難先・避難経路.....	10
(4) 行動計画の作成.....	14
(5) 避難訓練の実施・検証	16
(6) 職員への防災教育	17
3 避難確保計画の策定（作成例）	18
4 避難確保計画の報告	23
(1) 作成等の流れ.....	23
(2) 報告先	23
(3) 提出物	24
資料1 基準水位や地盤高の確認方法.....	26
資料2 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト	27

1 総則

(1) はじめに

- 南海トラフ巨大地震などによる津波災害の発生が懸念されるなか、利用者の避難に時間を要する要配慮者利用施設においては、一度災害が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあり、利用者の円滑かつ迅速な避難確保のための自主的な取組みが求められます。
- 被害の軽減を図るためには、防波堤などの整備だけではなく、各施設において、浸水のおそれがある場合を想定して、行すべき活動やそのタイミングなどをあらかじめ定め、訓練等を通じて、職員全員で共有しておくことが必要不可欠です。
- このため、津波災害警戒区域内に所在し、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものとして広島市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①避難の確保に係る計画の作成及び市長への報告、②この計画に基づく避難訓練の実施及び市長への訓練結果の報告が義務となっています。
- 本ガイドラインは津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項に第4号に基づき津波災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設として広島市地域防災計画に掲載された施設が、避難確保計画を作成するにあたって参考となる浸水危険性の確認方法、防災情報の意味や入手方法及び避難確保計画作成例などの情報を掲載しています。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、本ガイドラインを活用し、避難確保計画を作成し、これに基づく訓練を実施し、被害の軽減に努めることが必要です。

(2) 計画の作成にあたって

- 本ガイドラインは、新たに避難確保計画を作成することを念頭に示したのですが、消防計画や厚生労働省令等に基づく地震等の災害に対処するための具体的な計画（非常災害対策計画）、南海トラフ地震防災規程、洪水時の避難確保計画を定めている場合には、既存の計画に「津波発生時における避難確保計画」の項目を追加することでも構いません。
- 施設の利用者の自力避難困難の程度や従業員数等を把握し、施設の規模・構造や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。また、利用者数や従業員数が曜日や時間帯によって変動する場合には、それぞれの状況に応じて、検討しておくことが必要です。

(3) 対象となる要配慮者利用施設

本市では、津波災害警戒区域内に所在し、下表の施設区分に該当する施設の名称及び所在地を広島市地域防災計画に掲載しています。

<p>社会福祉施設</p>	<p>(1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅</p> <p>(2) 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、1日型デイサービス事業所、短時間型デイサービス事業所</p> <p>(3) 療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、日中一時支援事業所</p> <p>(4) 救護施設</p> <p>(5) 原爆養護ホーム</p> <p>(6) 保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、認可外保育施設</p> <p>(7) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、ファミリーホーム、児童相談所</p> <p>(8) 児童館、放課後児童クラブ</p>
<p>学校</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p>
<p>医療機関</p>	<p>病院、診療所（入院病床を有するものに限る。）、助産所（入院病床を有するものに限る。）</p>
<p>その他</p>	<p>青少年教育施設（宿泊施設に限る。）</p>

(4) 避難確保計画で定めるべき事項

津波発生時における避難確保計画に定めるべき事項は、以下のとおりです（津波防災地域づくりに関する法律施行規則第32条）。

- ☞ 防災体制に関する事項 …（従業員等の職務分担や指揮命令系統など）
- ☞ 避難の誘導に関する事項 …（避難先、避難経路、避難誘導方法など）
- ☞ 津波発生時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ☞ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
…（情報収集・伝達や避難誘導に使用する施設・資機材など）

2 津波による浸水被害に備えて

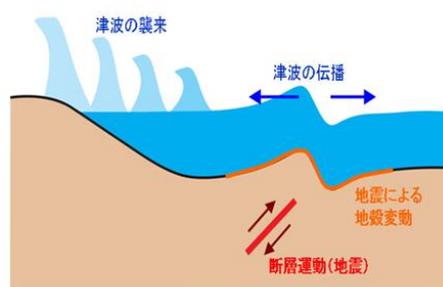
(1) 浸水危険性等の把握

まずは、立地場所の浸水危険性（どのくらいの深さの浸水が想定されているのか、また、どのくらいの時間で津波がくることが想定されているのか）を確認しましょう。

① 津波による浸水が発生する可能性があるものと想定される地震について

津波とは、地震が海底下で発生した場合、海底が持ち上がったり下がったりすることにより、周辺の広い範囲にある海水全体が短時間に急激に持ち上がったり下がったりし、それにより発生した海面のもり上がりまたは沈みこみによる波が周りに広がっていく現象を指します。

(参考) 津波発生メカニズム

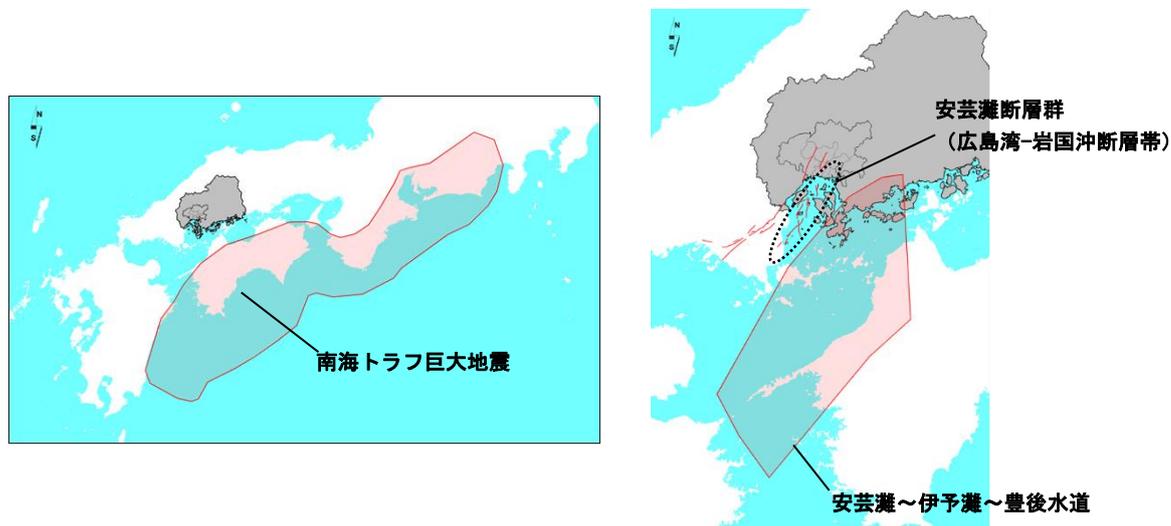


本市では、平成25年に広島市地震被害想定を公表しています、

これは、国が発表した南海トラフ巨大地震による最大クラスの震度分布・津波高や被害想定、広島県が平成25年11月に公表した地震被害想定を基に、広島市域の地域特性を加味しながら、想定地震ごとに被害の想定を行ったもので、南海トラフ巨大地震など、海溝型の地震が発生した場合には、津波による浸水が想定されています。

震源により、津波が到達する時間は異なることから、地震による強い揺れや、長い揺れを感知したときには、適切な避難行動をとることができるように、テレビ等により地震に関する情報収集を行ってください。

(参考) 想定されている地震の震源域・活断層の位置図

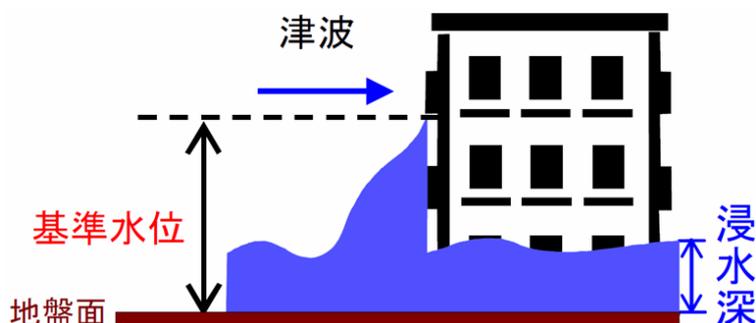


② 津波による浸水が想定される区域及び想定される基準水位について

- 広島県において、津波による浸水が想定される区域（以下、「浸水想定区域」という。）が公表されています。これは、想定される地震が悪条件下で発生した場合に、どのような浸水が想定されているかを示したものです。
- また、この浸水想定区域に基づいて、平成31年3月に、広島県により、津波災害警戒区域が指定されるとともに、津波の浸水深に、津波が建造物にぶつかった時のせり上がりの高さ考慮した基準水位が公表されています。

基準水位は、地盤面からの高さを示したもので、避難場所の高さの基準となるものです。

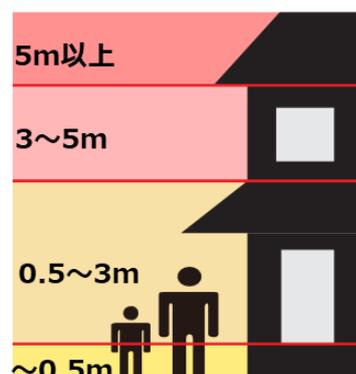
(参考) 基準水位の考え方



- 基準水位は、以下のホームページから確認できます。

「高潮・津波災害ポータルひろしま」

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/MapTsunami.aspx>



- 基準水位：0.5 m未満 → 床下まで浸水
- 基準水位：0.5～3.0 m → 1階まで浸水
- 基準水位：3.0～5.0 m → 2階まで浸水

③ 津波シミュレーションについて

- 南海トラフ巨大地震による津波のシミュレーションにより、「津波の動き」と「浸水状況」確認することができます。

津波浸水動画について（広島県ホームページ）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/tunamisinsuidouga.html>



ポイント

- ☞ 基準水位と施設階数を比較して、何階まで浸水するおそれがあるか確認しておくことが重要です。
- ☞ 避難経路等の検討を行うため、施設の立地場所だけでなく、施設周辺の浸水想定状況も併せて確認しておきましょう。

(2) 防災情報の意味と入手方法

防災体制の設置や避難誘導開始などのタイミングを決めるため、防災情報の意味を理解し、入手方法を決めておきましょう。

- 津波に関する防災情報には、以下の2つがあり、それぞれ発表する機関や発表単位が異なります。

種別	発表等機関	説明	発表等の単位
津波情報	広島地方気象台	地震の規模等から津波の到達	津波予報区
避難情報	広島市（区）	津波情報等をもとに発令する避難指示（緊急）等	原則、小学校区

※津波予報区や小学校区については、以下のリンク先をご確認ください。

津波予報区について（気象庁ホームページ）

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/t-yohokuinfo.html>

小学校・中学校の通学区域一覧（広島市）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/16071.html>

① 津波情報

- 津波に関しては、**津波注意報**、**津波警報**及び**大津波警報**の3種類があります。
- これらの情報は、気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を即時に推定し、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報（津波特別警報）、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表します。
- 津波の到達予想時刻により、避難可能な時間は変わります。状況に応じた対応ができるよう、複数の避難先を検討しておくことも必要です。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

③ 避難情報

- 本市では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、津波情報や堤防等の状況をもとに、避難情報を発令します。
- 避難情報は、災害発生の高まりの程度に応じて、4つの段階があり、それぞれの避難情報に応じた住民等がとるべき避難行動は下表のとおりです。
- なお、避難情報は、一定のまとまりをもった範囲に対して発令するものであり、一人ひとりに対して個別に発令するものではありません。また、突発的な災害でいきなり避難勧告を発令することや避難勧告等の発令自体が間に合わないこともあることに留意が必要です。

④ 防災情報の入手方法

■ 広島市防災アプリ

避難誘導アプリ「避難所へGo!」は、避難情報が発令された際に、発令された地域内のスマートフォンに通知するとともに、最寄りの避難所への避難ルートを、細かい操作をすることなく簡単に表示することができます。

また、地図上で、現在地の災害種別ごとの危険度（ハザード情報）を確認することもできます。



- 「ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」を運用しています」（広島市）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/138186.html>

■ 緊急速報メール

携帯電話各社を通じて配信される緊急速報メールは、対応の携帯電話等であれば、登録不要で強制的にメールが届きます。



■ テレビ（NHK データ放送）

NHK では、**d ボタン** を押し、「防災・生活情報」のメニューで、避難情報及び開設避難所などの情報を確認することができます。



■ 広島市防災情報メール

本市では、あらかじめ登録されたメールアドレスに防災情報を配信しています。防災情報メールは、自動で届くため、確認が容易で、停電時にも確認することができます。

QRコードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を送信する

QRコード⇒



- 「広島市防災情報メールの登録方法について」（広島市）

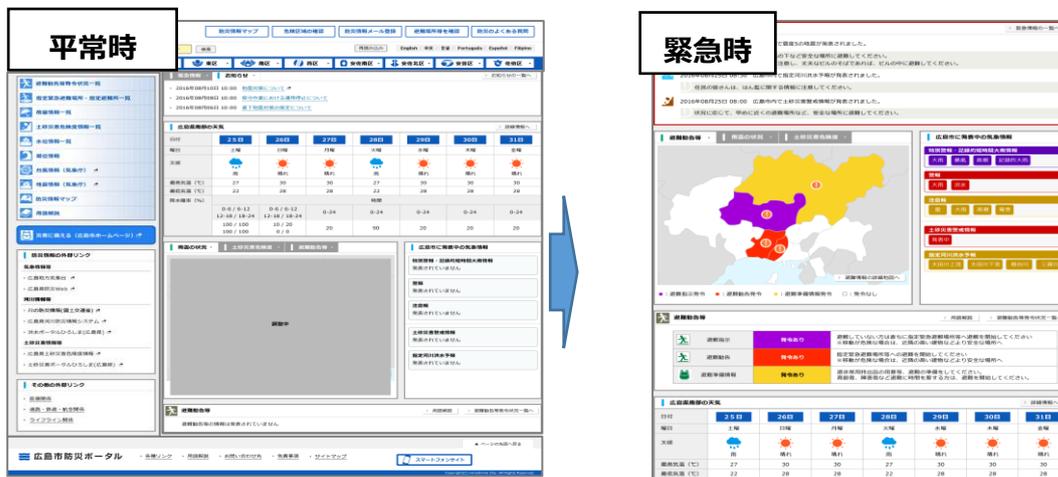
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17955.html>

■ 広島市防災ポータル

広島市防災ポータルは、避難情報はもちろん本市に関連する気象情報や河川情報などの防災情報を集約し提供しています。日ごろは天気予報や雨雲の状況を確認することができますので、お気に入り登録（ブックマーク）しておくで大変便利です。



- 「広島市防災ポータル」 <http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>



■ 広島県防災 web

広島県防災 web は、広島県危機管理課によって運営されている、広島県の防災・災害時の情報ポータルサイトです。気象情報や観測情報、避難情報も確認することができます。

また、河川情報に特化した「広島県河川防災情報システム」でも確認することができます。

- 「広島県防災 web」（広島県） <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>

- 情報収集に必要な資機材を整備し、定期的に点検するなど維持管理に努める必要があります。

活動の区分	使用する設備又は資器材（例）
情報収集	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、 携帯電話用バッテリー



ポイント

- ➡ まずは、避難情報の意味を理解し、職員全員が広島市防災情報メールに登録しましょう。
- ➡ 避難情報は、小学校区単位を基本として発令します。施設が所在する小学校区をあらかじめ確認しておきましょう。

- 過去に発生した津波被害と津波の高さの関係をみると、家屋被害については、建築方法等によって異なりますが、木造家屋では浸水 1 m程度から部分破壊を起こし始め、2 mで全面破壊に至ります。また、浸水が 0.5m 程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合があります。

津波波高(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる					全面破壊
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる					全面破壊

※ 気象庁ホームページ「津波について」より (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/faq/faq26.html>)

- 「立ち退き避難」の場合は、施設間であらかじめ協定締結している施設や市の開設する指定緊急避難場所へ移動することが考えられます。本市が指定する避難場所には主に以下の 2 つがあります。

市開設避難場所	意味
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から逃れるための施設又は場所で、 避難勧告等の発令に伴い 開設する避難場所です。主に、学校、公民館などを指定しています。
指定避難所	発災後に 自宅等での生活が困難となった方が、避難生活を送る ための施設です。主に、学校の体育館を指定しています。

※ 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設もあります。

- 指定緊急避難場所は、以下のサイトから確認することができます。

●「指定緊急避難場所一覧表」(広島市)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17834.html>

- 指定緊急避難場所は、地震発生後、状況に応じて開設されます。開設された施設は、市防災情報メール、市防災ポータルや NHK のデータ放送などで確認することができます。

② 避難経路について

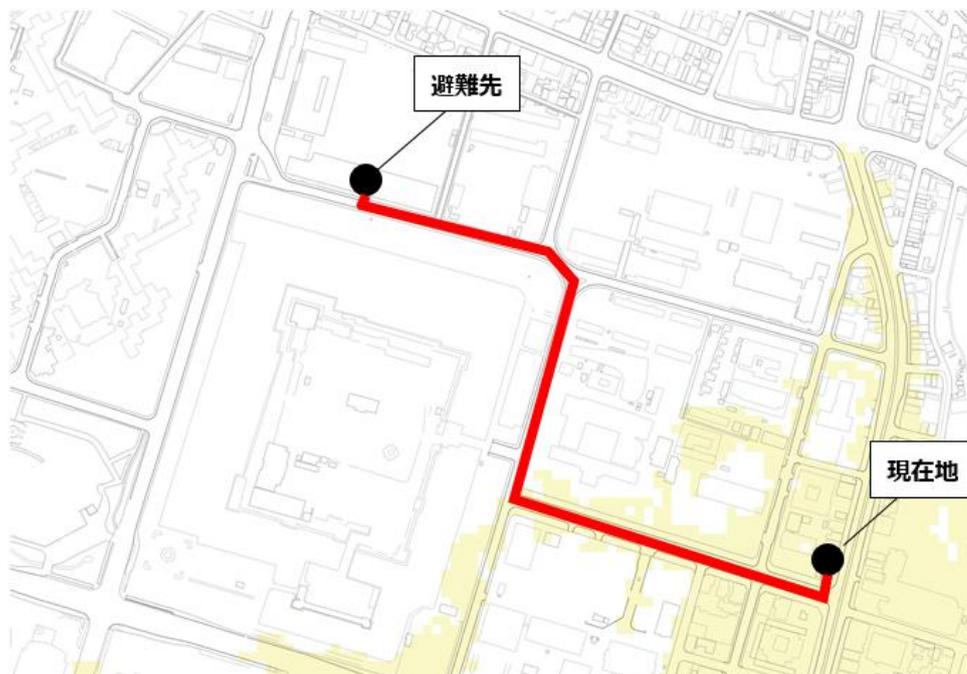
「立ち退き避難」を行う場合の避難経路については、できるだけ、沿岸部や津波が遡上する可能性がある河川付近を避け、誘導する人数、避難する人数や程度等も考慮して、津波災害警戒区域を確認し、可能な限り標高が高い道路を選定することが必要です。津波災害警戒区域内の地盤高については、「[高潮・津波災害ポータルひろしま](#)」で確認することができます。

- 「屋内での安全確保措置」として上層階への一時避難の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する必要があります。
- 地震の揺れにより発生する土砂災害のおそれのある区域にも留意する必要があります。土砂災害のおそれのある区域は、以下のサイトから確認することができます。

●「土砂災害ポータルひろしま」（広島県）

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

- 避難先までの避難経路図をあらかじめ作成しておきましょう。



③ 避難誘導について

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置等を具体的に定めておく必要があります。
- 利用者の状況や職員数を踏まえて、先に、避難に時間のかかる方の避難誘導を行った後に、他の方を避難させるなど、段階的な避難誘導を行うことも考えられます。
- 車での避難は、地震による道路の破損や落橋、沿道家屋の崩壊によるがれきなどにより、道路が通行不可となる可能性を考慮しつつ、利用者の状況を踏まえ適切な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。
- 目の不自由な利用者がある場合、夜間の屋外への避難にあたっては、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、段差が生じた道路やがれき等の危険箇所に近づかないようルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫を行ってください。
- 避難誘導にあたり、必要な資機材を検討し、あらかじめ準備しておきましょう。



活動の区分	使用する設備又は資器材（例）
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

- 避難誘導に必要な職員の確保が困難な場合は、地域との協力体制を構築するなどの対応を検討しておきましょう。



ポイント

- ☞ 想定される水位及び施設の構造・備蓄状況を踏まえて、施設上階への避難でよいのか、施設からの立ち退き避難が必要なのか検討しておきましょう。
- ☞ 避難誘導にあたって、避難に時間のかかる方のみ早めの避難を行うなど段階的な対応についても考慮して検討しましょう。
- ☞ 職員のみでの避難誘導が困難な場合に備えて、地域と協力体制を構築しましょう。

(4) 行動計画の作成

施設の利用状況等に応じて、避難誘導等を含めた具体的な活動内容を検討し、どのタイミングで誰が行うのか、あらかじめ決めておきましょう。

(作成例)

段階	体制確立の判断時期	職員の活動内容	
		情報収集伝達要員	避難誘導要員
第1段階	緊急地震速報 遠地地震に関する情報	注 意 体 制	
		・ <u>情報収集を開始</u>	
第2段階	津波注意報の 発表	警 戒 体 制	
		・ 情報収集 ・ 保護者等へ事前連絡	・ 避難誘導に係る資機材の準備・確認
		・ 状況が悪化した場合の対応について協議 (職員増員の検討、役割分担再確認など)	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所在する学区に避難指示（緊急）の発令 津波警報、大津波警報の発表 危険の前兆を確認 	非 常 体 制	
		<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 保護者等へ事前連絡 	<ul style="list-style-type: none"> <u>利用者の避難誘導開始</u> 地域への協力依頼

① 活動内容について

- 施設の状況に応じて、津波情報等の収集から避難誘導完了（又は引渡し）までの活動内容について検討する必要があります。
- その際、利用者等の引き渡し等の比較的時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難先で実施することが望ましい。

② 体制の区分と設置基準

- 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定する必要があります。ただし、**情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。**

<体制の名称と意味>

注意体制	地震の震源や規模、津波情報等の 情報収集を開始する体制
警戒体制	引き続き、情報収集を行うとともに、状況悪化に備え、 避難誘導の準備などを行う体制
非常体制	引き続き、情報収集を行うとともに、 避難誘導を開始する体制

- 特に、夜間・休日等で職員の招集が必要な場合は、体制が移行した場合に迅速に活動が行えるよう、あらかじめ職員を確保しておく必要があります。
- 体制ごとの設置の基準は、津波の到達時間や利用者の避難にかかる時間等を考慮して設定する必要があります。
- **情報収集を開始する基準**は、緊急地震速報が一つの目安となります。
- **避難誘導を開始する基準**は、**津波が発生し、施設の所在する学区に避難指示（緊急）が発令された段階が基本**となります。ただし、沿岸部や河川付近では、地震による堤防等の沈下や液状化により、浸水が始まる可能性があるため、避難情報が発令されていなくても危険を感じた場合には、避難誘導を開始してください。
- 国外における地震（遠地地震）が発生したときには、地震の揺れを感じることもなくとも、津波による浸水が発生する場合もあるため、急な対応があり得ることも考慮することが重要です。

③ 対応要員

- 各活動内容に必要な人数を考慮して、あらかじめ対応要員を決めておく必要があります。ただし、災害時には、すべての職員が招集できるとは限らないため、あらかじめ職員全員で活動内容を共有しておく必要があります。
- 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。



ポイント

- ☞ **まずは、情報収集開始（注意体制）及び避難誘導開始（非常体制）のタイミングを決めましょう。**
- ☞ **各体制設置のタイミングは、避難完了に至るまでの各活動内容にかかる時間を逆算して設定していくことが有効です。**
- ☞ **行うべき活動内容を洗い出し、それらを時系列に並べ、必要な人数を検討し、対応要員を定めましょう。**

(5) 避難訓練の実施・検証

計画作成後は、計画に基づき、避難訓練を実施しましょう。

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく避難訓練を実施することが必要不可欠です。**避難訓練は、原則として年1回以上実施するようにしてください。**
- 訓練の内容としては以下があげられます。
 - ・ 情報伝達訓練（どこからどの情報を収集し、どのように施設内部で共有し、関係機関及び利用者の保護者等に連絡するのかが確認・検証）
 - ・ 利用者の避難誘導訓練（立退き避難及び垂直避難の避難誘導方法や避難に要する時間等を確認・検証）
 - ・ 避難経路等の確認（避難経路上の危険箇所等を確認・検証）
 - ・ 非常持ち出し品の確認訓練（避難の際の持ち出し品や備蓄物資の確認・検証）



- 訓練終了で終わるのではなく、実施後には、参加者全員で意見交換や検証を行い、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 図上で行う訓練も訓練の一つです。最初から全ての訓練の実施ができない場合でも、できるところから部分的に実施していくことが重要です。
- **訓練の実施結果は、訓練実施後概ね1か月以内に、広島市長（危機管理室災害予防課）あて報告してください。**報告の際、訓練状況の分かる写真を添付してください。



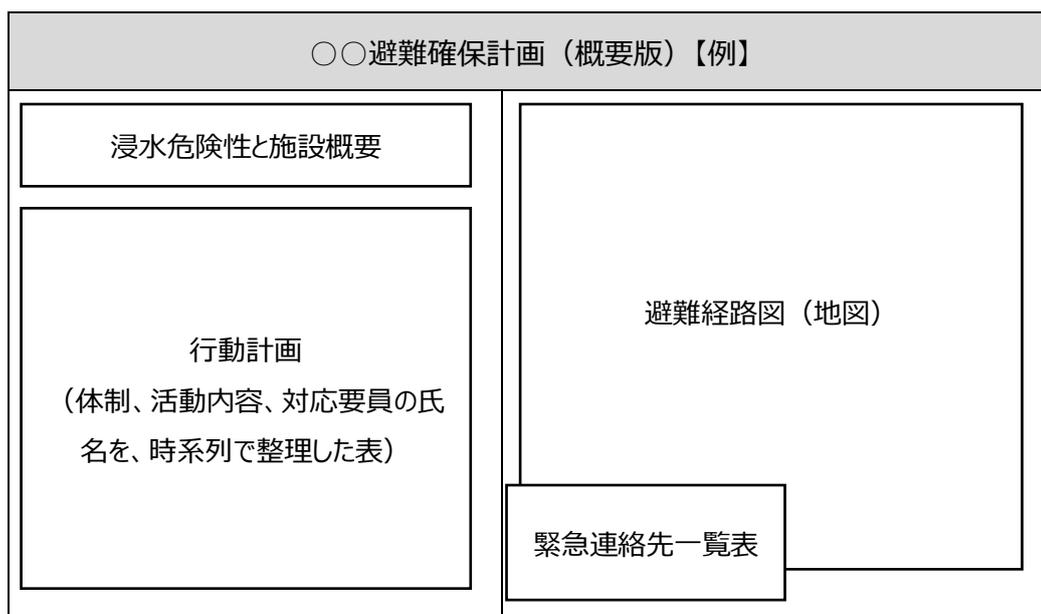
ポイント

- ☞ 訓練は、形式的なものとならないよう、ねらいを明らかにして、継続的に実施することが重要です。
- ☞ 最初から、計画の全てを行うのではなく、できるところから部分的に実施していくことが、実効性のある継続的な実施につながります。

(6) 職員への防災教育

定期的に職員研修を実施しましょう。

- 施設職員が一丸となって対応行うためには定期的な研修等による職員全員間のリスクコミュニケーションが大変重要です。
- 例えば、定期的に以下のような研修を行うことが考えられます。
 - **新入社員を対象とした研修**
新入社員全員に防災情報メールの登録を促すとともに、施設の立地状況や緊急時の活動内容について共有を図りましょう。
 - **全従業員を対象とした研修**
定期的な防災訓練の前に研修会を開催し、活動内容等をあらかじめ確認しておくことも重要です。
- 職員間で災害リスクや非常時の対応を日頃から共有するため、行動計画と避難経路図などを抜粋した避難確保計画の概要版を作成し、事務室など見やすい場所に掲示し、日頃から職員が確認できるようにしておくことも大変有効です。



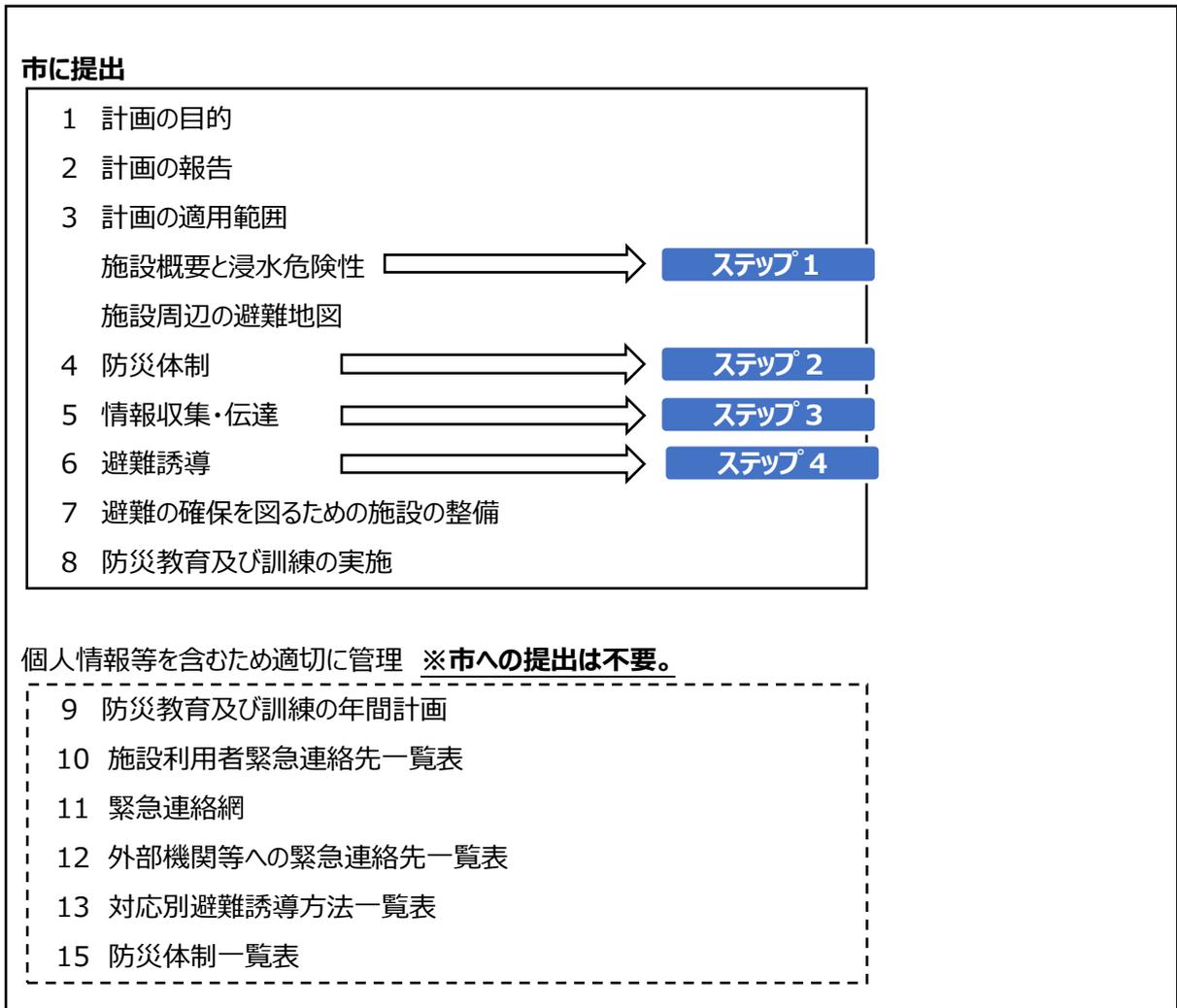
ポイント

- ☞ 管理者がリーダーシップを発揮し、職場全体で取り組むことが重要です。
- ☞ 避難確保計画の概要版を作成し、事務室など見やすい場所に掲示し、日頃から職員が確認できるようにしておくことも大変有効です。

3 避難確保計画の策定（作成例）

- 避難確保計画の構成例は次のとおりです。
- 別冊の「津波発生時における避難確保計画例」を活用し、必要に応じて、本ガイドラインの「2 津波による浸水被害に備えて」の該当ページを参照しながら、加筆・修正し、実情にあった計画を作成していきましょう。

<構成例>



ステップ 1**施設概要と浸水危険性【本ガイドライン参考箇所 2(1)】**

まずは、施設の概要と浸水危険性を確認しましょう。

広島県が作成している「高潮・津波災害ポータルひろしま」にて、津波災害警戒区域や基準水位を確認できます。

避難情報は、小学校区ごとに発令するため、施設がどの小学校区に所在するのか確認しましょう。

小学校・中学校の通学区域一覧

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/16071.html>

【施設概要】

小学校区	〇〇小学校区					
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造		建物階数（使用階）		〇階（〇階～〇階）	
従業員数	昼：	〇人	夜間：	〇人	休日：	〇人
利用者数	昼：	〇人	夜間：	〇人	休日：	〇人

【浸水危険性】

基準水位	〇.〇m（〇階まで浸水）
------	--------------

（参考）基準水位と建物階高の関係性

- 基準水位：0.5m未満 → 床下まで浸水
- 基準水位：0.5～3.0m → 1階まで浸水
- 基準水位：3.0～5.0m → 2階まで浸水

ステップ2

防災体制【本ガイドライン参考箇所 2(2)、(3)】

次に、利用者を安全な場所まで避難させるため、危険度の段階に応じた活動内容とそのタイミングを決めましょう。タイミングの目安や体制の意味は下表のとおりです。

施設の状況に応じて、加筆・修正を行きましょう。

<体制の名称と意味>

体制種別	設置のタイミングの目安	各体制の主な活動内容
注意体制	緊急地震速報 発表	気象情報や今後の雨雲の動きなどの情報収集を開始する体制
警戒体制	津波注意報発表	引き続き、情報収集を行うとともに、状況悪化に備え、避難誘導の準備などを行う体制
非常体制	「避難指示（緊急）」が発令された段階が基本	引き続き、情報収集を行うとともに、避難誘導を開始する体制

< 体制設置のタイミングと活動内容 例 >

段階	体制確立の判断時期	職員の活動内容	
		情報収集伝達要員	避難誘導要員
第1段階	緊急地震速報	注 意 体 制	
	遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集を開始 	
第2段階	津波注意報の発表	警 戒 体 制	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 保護者等へ事前連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導に係る資機材の準備・確認
第3段階	・ 施設の所在する学区に避難指示（緊急）の発令	非 常 体 制	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報、大津波警報の発表 ・ 危険の前兆を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 保護者等へ事前連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の避難誘導開始 ・ 地域への協力依頼

ここでは、こういったツールで情報を入手するかを決めます。

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりです。施設内の設備等に応じて、どのツールにより情報を収集するか、記入しましょう。

収集方法の検討に当たっては、地震による停電に備えて、複数のツールを確保しましょう。

収集する情報		収集方法
	津波情報	広島市防災アプリ「避難所へ Go!」、広島市防災情報メール、テレビ (データ放送含む)、ラジオ、インターネット(広島市防災ポータル、気象庁 HP 等)
避難情報	避難指示(緊急)	

収集する情報		収集方法
	津波情報	
避難情報	避難指示(緊急)	

避難先、避難先までの距離と移動手段を整理しましょう。

避難先は、市の開設する指定緊急避難場所やあらかじめ協定等を締結している施設などが考えられます。指定緊急避難場所は、「高潮・津波災害ポータルひろしま」や「指定緊急避難場所一覧表」から確認できます。

指定緊急避難場所一覧表(広島市 HP)	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17834.html
---------------------	---

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇小学校	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保	〇階 〇〇室		

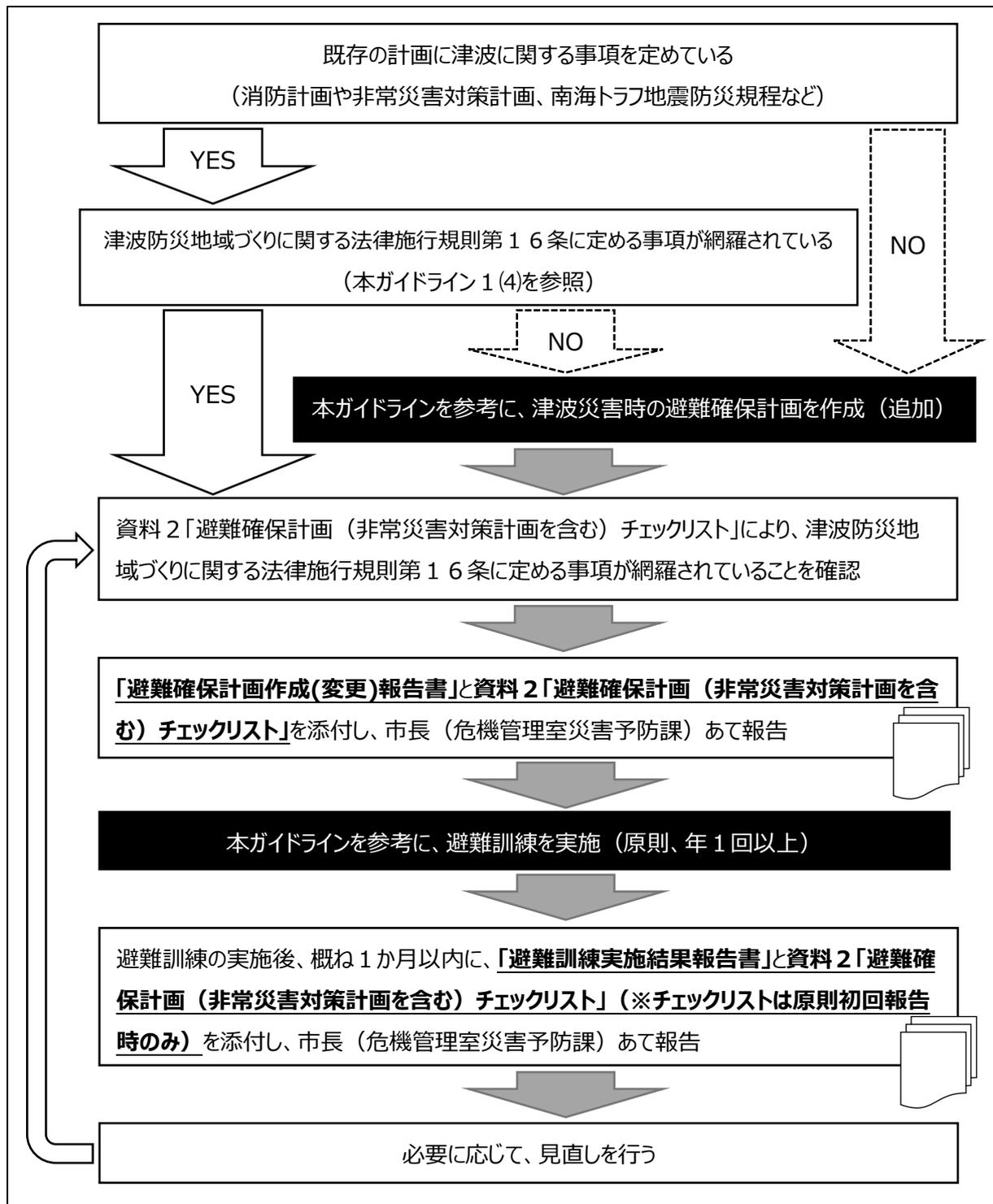
※ 避難先を複数確保している場合は、必要に応じて行を追加してください。なお、複数確保している場合は、いざという時に迷わないよう、どういった場合に、どの場所に行くのか整理しておきましょう。

避難先となる、一覧表の指定緊急避難場所又は協定締結施設、法人関連施設などを記入しましょう。

貴施設の想定基準水位以上の階で、避難スペースとなる部屋の名称などを記入しましょう。

4 避難確保計画の報告

(1) 作成等の流れ



(2) 報告先

広島市危機管理室災害予防課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(市役所本庁舎13階)

電話番号：082-504-2664 FAX：082-504-2802

Mail：saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp

(3) 提出物

■ 避難確保計画を作成（変更）した場合

- ① 避難確保計画作成(変更)報告書 …… 2部
- ② 津波時の避難確保計画 …… 2部
※ 消防計画等の他の計画内に規定している場合は、当該計画を提出してください。
- ③ 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト …… 2部

■ 避難確保計画に基づき、避難訓練を実施した場合

- ① 避難訓練実施結果報告書 …… 2部
※ 訓練状況の分かる写真を添付してください。
- ② 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト …… 2部
※ 原則、初回報告時のみ提出が必要です。

(その他注意事項)

- ・ 郵送により報告される場合、本市が1部受付印を押印し返送しますので、切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。
- ・ 避難確保計画の作成（変更）時に、「避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」を提出された場合であっても、避難訓練実施結果の報告の際には、原則、初回報告時のみ「避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」の提出が必要です。
- ・ 様式は、以下のサイトのダウンロード一覧から入手してください。
 - 災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17902.html>)

資料編

資料 1 基準水位や地盤高の確認方法

【高潮・津波災害ポータルひろしまでの確認方法】

The screenshot shows the website interface with three main navigation buttons: 高潮浸水想定区域図, 津波浸水想定図, and 津波災害警戒区域図. The 津波災害警戒区域図 button is highlighted with a red box. Below the buttons, there are illustrations of tsunami effects like '津波の伝播' and '海面の上昇'. The main content area shows a map of Hiroshima Prefecture with a data table overlaid. The table contains numerical values representing ground elevation in meters. A red box highlights the table, and a callout box explains that the values are in meters when the map is expanded. The table also includes checkboxes for '表示を確認' and '地盤高が表示される'.

0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.6	-0.7	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9
0.5	0.5	0.3	0.4	0.4	1.7	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	0.8	0.9	0.9
0.5	0.4	-0.4	0.4	1.7	0.2	0.3	0.4	0.4	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7		
0.5	0.3	0.3	0.3	0.1	0.5												
-0.5	0.4	0.4	0.4														
0.5	0.3	0.4	0.3														
0.5	0.4	0.4	20.2														
0.5	0.3	0.3	0.3	0.2	0.4	0.3											
0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.4	0.1	0.1										
0.4	0.2	-0.2	0.2	0.3	-0.3	0.3	0.1	0.1									
0.4	0.2	0.1	0.1	0.3	0.4	0.2	0.1	0.2									
0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	-0.1							
											0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	-0.4	1.1
											0.2	0.3	0.3	0.5	-0.6	-0.8	1.3

資料2 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト

避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト

施設 チェック担当者名	市 チェック担当者名

施設名	
施設所在地	

計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市 チェック欄
(ア) 防災体制、情報収集及び伝達			
	<p>1. 気象情報や河川情報、土砂災害、津波に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報、津波情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミングを定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか 	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
	<p>2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原則、「警戒レベル3 高齢者等避難」や「避難指示（緊急）」が発令された場合に避難を開始することになっているか（避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある） <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3 高齢者等避難」や「避難指示（緊急）」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか <input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を想定しているか 	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>

<p>3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 大雨や暴風、地震により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日等で職員の参集が必要な場合、迅速に避難行動を行えるよう、あらかじめ職員を確保するなどの検討をしているか <input type="checkbox"/> 通所型の施設（津波災害警戒区域に所在する施設を除く）については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか <input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか 	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
(イ) 避難の誘導		
<p>1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施設の災害リスク等に対応した適切な避難先（屋内安全確保の場合を含む。）を選定しているか <input type="checkbox"/> 選定した避難先（指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保（垂直避難）の場所）は、想定される災害に対して安全な場所であるか（家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあること、食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等） <input type="checkbox"/> 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか <input type="checkbox"/> 少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか 	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
<p>2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外部に避難する場合、施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮した避難ルートが選定されているか <input type="checkbox"/> 車両で避難する場合、施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか <input type="checkbox"/> 屋内安全確保（垂直避難）する場合、スムーズに避難できる施設内の避難経路を定めているか 	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】

	<p>3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか</p>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備		/	/
	<p>1. 必要な情報機器等を確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか</p>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
	<p>2. 避難に必要な設備を確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL（歩けるかどうかなど）や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備（エレベータやスロープ等）を確保しているか（設備の確保が困難な場合、代替措置が取られているか）</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか</p>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
	<p>3. 屋内安全確保（垂直避難）を行う場合に必要な物資等を確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 屋内安全確保（垂直避難）を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか</p>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】

(エ) 防災教育及び訓練の実施			
<p>1. 防災教育や訓練を適切に実施することになっているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい) <input type="checkbox"/> 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか <input type="checkbox"/> 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか <input type="checkbox"/> 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか <input type="checkbox"/> 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか <input type="checkbox"/> 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか 	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】	
(オ) 自衛水防組織の業務（設置した場合のみ記載）			
<p>(自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか。</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか <input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか <input type="checkbox"/> 内部組織（〇〇班など）を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか 	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】	

災害時要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成ガイドライン
【津波編】

広島市危機管理室災害予防課

令和3年10月

広島市中区国泰寺町一丁目6-34

Tel.082-504-2664 FAX082-504-2802